

# お客さま本位の業務運営に関する基本方針に対する取組状況

2025年12月

お客さま本位の業務運営を実現し続けるための、当社の主な取組状況は次の通りです。

## 目次

### 基本方針

- 第1条 お客さまの最善の利益の追求
- 第2条 利益相反の適切な管理
- 第3条 手数料等の明確化
- 第4条 重要な情報の分かりやすい提供
- 第5条 お客さまにふさわしいサービスの提供
- 第6条 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

### 補充原則

- 第1条 基本理念
- 第2条 体制整備
- 第3条 金融商品の組成時の対応
- 第4条 金融商品の組成後の対応
- 第5条 お客さまに対する分かりやすい情報提供

### 成果指標(KPI)

- 1. 受託資産残高
- 2. 苦情処理件数
- 3. 研修実施回数

## 第1条 お客様の最善の利益の追求

当社は、お客様にとって本質的に価値のある金融サービスを提供するため、高度の専門性と職業倫理を持ち、お客様にとって最善の利益は何であるかを常に考え、追求することに努めます。

### 【2025年の取組状況】

- ✓ 当社は、三井物産グループ全体で培ってきた知見・実績を活かし、高い倫理観を有する信託会社として、金融・不動産市場の健全な発展に貢献し、社会的意義のある存在として志を高く、お客様を含めた全てのステークホルダーの利益に適う業務運営を追求していきます。
- ✓ 当社は、コンプライアンスが当社経営の根幹であることを強く認識し、法令等を遵守することはもちろんのこと、お客様の最善の利益を追求するため、お客様本位の業務運営に努めることとし、その徹底に向け、「お客様本位の業務運営に関する方針」、同方針に対する取り組み状況、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表等を策定・公表する等により、経営者のリーダーシップのもと、金融商品提供に関する理念を明確化し、プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備を進めています。
- ✓ 当社は、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、運用会社・証券会社として組成・販売する金融商品のスキームにおいて、信託受益権、金銭債権、金銭を受託して、受益証券を発行する信託機能を担うものとなります。
- ✓ 上記の金融商品の組成段階においては、運用会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、不動産のオリジネーター、銀行、資金業者、リース会社などに対して交渉することとなり、販売段階においては、証券会社としての三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、主に個人投資家を相手にインターネットを通じて販売します。また、当社における信託財産の運用については、運用会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社の指図に基づいて行います。
- ✓ このようなスキームにおけるお客様本位の業務運営としては、金融商品を最終的に購入する投資家（主に個人のお客さま）に対して、必要な情報を提供していくことが重要となります。三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社および当社は、金融商品の組成時・組成後において、商品性の検証、想定顧客属性、実際に購入した顧客層や反応などについて、組成会社・販売会社間の情報連携を促進し、運用・商品提供等の改善につなげています。
- ✓ なお、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社以外の運用会社・証券会社と協業する場合においても、可能な限り同様の取組ができるように努めています。

## 第2条 利益相反の適切な管理

当社は、取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反の適切な管理に努めます。  
また、利益相反の適切な管理に関する方針を策定します。

### 【2025年の取組状況】

当社は、お客様の利益を不当に害することのないよう、以下のとおり法令等に従い利益相反管理方針の概要を公表するとともに、この方針に則り利益相反の恐れのある取引等を適切に管理しています。

#### 1. 利益相反管理規程

当社では、当社や関係会社等における利益相反による弊害を防止し、顧客の利益が不当に害されることがないよう、利益相反管理規程により、利益相反管理に関する方針や管理体制等について定めています。

#### 2. 利益相反管理体制

当社は、営業部門から独立した、利益相反管理の統括者(コンプライアンス部長)を設置し、利益相反管理の統括者が一元的に利益相反管理を行い、営業部門に対し適切な牽制を行うこととしています。

#### 3. 利益相反のおそれのある取引

当社は、顧客との取引において、利益相反のおそれのある取引として、以下に該当するものを管理するものとしています。

①	顧客の不利益のもと、当社又は当社の関係会社等が利益を得ている状況が存在するおそれがあること
②	①の状況が顧客との間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反するおそれがあること
③	当社が顧客から信託を受託している場合や委任を受けている場合など顧客のために忠実にこれらの業務を遂行する義務を負っている場合に、当社が自社の財産や他の顧客との取引関係など、顧客以外の利益を優先しようとする動機があること

#### 4. 利益相反取引の類型

具体的には、個別案件のスキーム等に応じて、利益相反取引に該当するか否かを判断・特定しますが、当社が行う業務に伴い忠実義務を負う場合等を考慮し、下表に掲げる類型に基づき利益相反取引に該当する可能性を検討するものとしています。

①	典型的利益相反型	法令等により、個別の行為準則、禁止行為、弊害防止措置等の対象とされている利益相反のおそれのある取引または行為
②	複数関与型	関係会社等が複数の立場で関与する場合における利益相反のおそれのある取引又は行為
③	委託手数料収受型	関係会社等において、商品・サービスの提供会社から委託手数料等を受け取る商品・サービスの販売・推奨等
④	グループ内組成商品提供型	関係会社等において、他の関係会社等から提供を受けた商品・サービスや関係会社等の資産を活用して組成した商品・サービスの販売・推奨等
⑤	その他	上記以外で、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引又は行為

## 5. 利益相反の管理方法(弊害防止措置)

利益相反取引に該当する場合は、その管理方法として、以下に掲げる方法等を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行うこととしています。

①	顧客への利益相反のおそれがあることを当該顧客へ開示する方法
②	利益相反取引を行う部門と顧客との取引を行う部門を分離する方法(物理的及び／又はシステム上の技術的措置による部門間の情報遮断)
③	利益相反取引及び顧客との取引の一方若しくは双方の条件又は方法を変更する方法
④	利益相反取引又は顧客との取引の一方を中止する方法
⑤	利益相反取引について、公正な取引条件を確保する方法
⑥	その他の措置

## 第3条 手数料等の明確化

当社が受領する報酬及び手数料等につきましては、契約書等において明確化するとともに丁寧なご説明を心がけ、お客さまが理解できるよう情報提供致します。

### 【2025 年の取組状況】

- ✓ 当社が受領する信託報酬については、契約書等により書面で提示するとともに、受託案件ごとに、有価証券届出書および有価証券報告書において明示し、お客さまが理解しやすいようにしております。
- ✓ また、当社が扱う金融商品については、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社に販売を委託し、同社の専用ウェブサイトによる商品説明等を行います。三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社等の金融商品販売の委託先のホームページ等においても、当社の信託報酬を含む金融商品全体の報酬および手数料等について開示し、お客さまが理解しやすいように努めています。

## 第4条 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、商品内容やリスク内容等の重要な事項について、お客さまに十分にご理解いただけるような説明を行うとともに、分かりやすい形での情報提供に努めます。

### 【2025 年の取組状況】

- ✓ 当社が扱う金融商品については、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社に販売を委託し、同社の専用ウェブサイトによる商品説明等を行います。当社においては、以下の内容を含む顧客説明規程を設けて、販売会社の行う専用ウェブサイトでの表示による説明を確認する態勢を整えています。
- ✓ 当社は、金融商品取引業者に受益証券等の販売を委託して顧客に対する取引及び商品の説明を非対面取引の専用ウェブサイト上で行う場合、顧客が表示された事項を適切に理解できるよう、法令諸規則に定められた表示等を行うことに加え、画面構成上の見やすさやデザイン等が考慮されていることを確認しています。
- ✓ 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社以外の金融商品取引業者に受益証券等の販売を委託する場合、電子募集に関する表示事項等は、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が定める規則に定める表示と類似の表示事項の有無を確認しています。

## 第5条 お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、お客さまの意向に基づき、中長期的な視点も踏まえて、お客さまにふさわしい商品・サービスの提供に努めます。

### 【2025年の取組状況】

- ✓ 当社は、高い倫理観を有する信託会社として、お客さまの意向にもとづいた商品・サービスの提供に努めています。当社が信託を受託するにあたっては、お客さまの信託目的を確認し、その達成に必要なご契約を締結し、契約に基づく義務を誠実に履行します。
- ✓ 当社が扱う金融商品については、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社に販売を委託し、同社の専用ウェブサイトを通じて、お客さまがご自身でお取引の判断ができるよう、商品内容やその特性・リスク内容など重要な事項について、図表等を用いて分かりやすく説明しています。
- ✓ また、同社は、お客さまの投資方針を必ず確認しており、いただいた情報からお客さまの適切な投資額や投資商品を把握できるように日々努めています。同社以外に販売を委託する場合には、当該委託先がお客さまの意向に基づき、お客さまにふさわしい商品・サービスの提供に努めているかなど販売の状況等を確認しております。

## 第6条 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、従業員が当社の社会的責任を自覚し、責任ある行動をとるように、コンプライアンスに関する社内教育や研修等の充実に努めます。

### 【2025年の取組状況】

- ✓ お客さま本位の業務運営・プロダクトガバナンスに資する(勧誘規制・苦情等)の研修を2回開催し、従業員全員が参加しました。その他、原則毎月1回、コンプライアンスに関する研修を開催し、従業員に対する適切な動機付けに努めています。
- ✓ お客さま本位の業務運営・プロダクトガバナンスに関する社内規程の勉強会(お客さまへの説明や確認、お客さまの情報管理等)を3回実施し、従業員全員が参加しました。
- ✓ 新規案件の受託審査において、営業部門と受託審査部門がお客さま本位の業務運営・プロダクトガバナンスに関する議論を行い、当社の社会的責任を自覚するよう努めています。

## プロダクトガバナンスに関する補充原則に対する取組状況

### 第1条 基本理念

当社は、お客さまにとって本質的に価値のある金融サービスを提供するため、経営陣のリーダーシップの下、高度の専門性と職業倫理を持ち、お客さまにとって最善の利益となるような商品を提供するための体制整備と実践に努めます。

#### 【2025年の取組状況】

- ✓ 当社は、三井物産グループ全体で培ってきた知見・実績を活かし、高い倫理観を有する信託会社として、金融・不動産市場の健全な発展に貢献し、社会的意義のある存在として志を高く、お客さまを含めた全てのステークホルダーの利益に適う業務運営を追求していきます。
- ✓ 当社は、コンプライアンスが当社経営の根幹であることを強く認識し、法令等を遵守することはもちろんのこと、お客さまの最善の利益を追求するため、お客さま本位の業務運営に努めることとし、その徹底に向け、「お客さま本位の業務運営に関する方針」、同方針に対する取り組み状況、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表等を策定・公表する等により、経営者のリーダーシップのもと、金融商品提供に関する理念を明確化し、プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備を進めています。

### 第2条 体制整備

当社は、お客さまによりよい商品を提供するため、商品の組成・販売・管理の各プロセスを担当する企業と連携して実効的な品質管理を行うための体制整備に努めます。

#### 【2025年の取組状況】

- ✓ 当社は、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、運用会社・証券会社として組成・販売する金融商品のスキームにおいて、信託受益権、金銭債権、金銭を受託して、受益証券を発行する信託機能を担うものとなります。
- ✓ 上記の金融商品の組成段階においては、運用会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、不動産のオリジネーター、銀行、資金業者、リース会社などに対して交渉することとなり、販売段階においては、証券会社としての三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が、主に個人投資家を相手にインターネットを通じて販売します。また、当社における信託財産の運用については、運用会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社の指図に基づいて行います。
- ✓ このようなスキームにおけるお客さま本位の業務運営としては、金融商品を最終的に購入する投資家（主に個人のお客さま）に対して、必要な情報を提供していくことが重要となります。三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社および当社は、金融商品の組成時・組成後において、商品性の検証、想定顧客属性、実際に購入した顧客層や反応などについて、組成会社・販売会社間の情報連携を促進し、運用・商品提供等の改善につなげています。
- ✓ 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社以外の運用会社・証券会社と協業する場合においても、可能な限り同様の取組ができる体制整備に努めています。

### **第3条 金融商品の組成時の対応**

当社は、組成する商品について、あらかじめ想定するお客さまにとって中長期的な投資対象としての合理性を有するものであるかどうかを検討します。また、検討の結果は販売会社に連携し、これを踏まえた販売を行います。

#### **【2025年の取組状況】**

組成時の対応として、当社は、必要に応じて三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社と連携して、安定資産という商品性の観点から、以下の検証を行います。

- ✓ 商品組成時には、組成部門において、想定される販売対象となるお客さまを明確にします。
- ✓ そのうえで、リスクや費用、パフォーマンスについて、こうしたお客さまの属性、投資目的、資金性格およびその量並びに投資経験等への適合性の観点から、検証を行います。また、販売部門と連携しながら、販売方法の適切性についても検証します。
- ✓ 商品を販売することが適切ではないと考えられるお客さまについては、取引を制限するといった対応を行います。
- ✓ 組成部門における検証の結果は、当社および三井物産デジタル・アセットマネジメントの組成・販売・運用の各部門に共有します。

### **第4条 金融商品の組成後の対応**

当社は、商品の組成時に検証した内容を踏まえて、組成後の状況を定期的に確認し、それらの結果を組成・販売・運用の各社に共有することで、商品の改善や見直しを行うとともに、プロダクトガバナンス体制の見直しにも必要に応じて活用します。

#### **【2025年の取組状況】**

組成後の対応として、当社は、必要に応じて三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社と連携して、商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証するために、下記取り組みを行っております。

- ✓ 商品の組成時に検証した内容を踏まえ、商品の組成後に市況の変動、制度変更、苦情の状況、取引量など環境の急変や内部管理に関連する情報などを随時把握し、検証済みの商品のリスク等に重大な変化がないか、定期的に検討します。
- ✓ その結果を関連する各社・各部署に連携し、対応が必要な場合には、フォローアップを実施します。
- ✓ こうした検証の結果は、プロダクトガバナンス体制の見直しにも活用します。

## 第5条 お客さまに対する分かりやすい情報提供

当社は、お客さまがより良い商品を選択できるよう、商品の運用体制や管理体制等について詳細で分かりやすい情報提供を行います。

### 【2025年の取組状況】

- ✓ 当社が扱う金融商品については、主に親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社に販売を委託し、同社の専用ウェブサイトによる商品説明等を行います。当社においては、以下の内容を含む顧客説明規程を設けて、販売会社の行う専用ウェブサイトでの表示による説明を確認する態勢を整えています。
- ✓ 当社は、金融商品取引業者に受益証券等の販売を委託して顧客に対する取引及び商品の説明を非対面取引の専用ウェブサイト上で行う場合、顧客が表示された事項を適切に理解できるよう、法令諸規則に定められた表示等を行うことに加え、画面構成上の見やすさやデザイン等が考慮されていることを確認しています。
- ✓ 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社以外の金融商品取引業者に受益証券等の販売を委託する場合、電子募集に関する表示事項等は、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が定める規則に定める表示と類似の表示事項の有無を確認しています。

## **お客さま本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標(KPI)**

### **1. 受託資産残高**

- ✓ 当社のお客さま本位の業務運営を評価していただいた結果、2025 年 7 月の開業後、受託資産残高は、7,023 百万円(2025 年 11 月末現在)まで積みあがりました。

### **2. 苦情処理件数**

- ✓ 2025年に商品・サービスに関して、当社に対してお客さまからいただいた苦情はありませんでした。

### **3. 研修実施回数**

- ✓ お客さま本位の業務運営・プロダクトガバナンスに資する(勧誘規制・苦情等)の研修を 2 回開催し、従業員全員が参加しました。(その他、原則毎月 1 回、コンプライアンスに関する研修を開催し、従業員に対する適切な動機付けに努めています。)
- ✓ お客さま本位の業務運営・プロダクトガバナンスに関する社内規程の勉強会(お客さまへの説明や確認、お客さまの情報管理等)を3回実施し、従業員全員が参加しました。